

軍用外来機飛来・暫定配備等に抗議し、即時撤去及び旧駐機場使用中止を 求める抗議決議

太平洋空軍韓国オサン基地所属第5偵察中隊のU-2偵察機4機と航空兵180人が、同基地の滑走路修復工事に伴い、平成29年6月1日より嘉手納基地に30日程度移駐すると防衛局より連絡があり、5月31日に3機、翌日の夕方には1機が飛来し、旧駐機場を使用している。

通知よりも1日前倒しで飛来してきた事に対する通知の問題もさることながら、昨今の外来機飛来による騒音増大の問題に加え、旧駐機場の使用に関してSACO合意違反であると沖縄県や近隣市町村から抗議・要請を繰り返し受けているにもかかわらず、日米両政府は全く耳を傾けず、駐機場としての使用について言及していないことを理由に継続使用及び容認する事は断じて許されない。

旧駐機場は、住宅地に隣接し、騒音や排気ガスの悪臭等の負担軽減を目的に平成8年のSACO最終報告に基づき、日本国民の約157億円もの税金を投じた新たな駐機場を建設し、移転したにも関わらず、合意を反故にしたばかりか県民の静かに暮らしたいという当たり前の願いを踏みにじるものである。

米軍の横暴ぶりは甚だしく、日本政府の国民を置き去りにした米国追従姿勢は言語道断である。

近年の嘉手納基地周辺における環境基準値を超過した騒音は幾度となく発生・観測されており、加えて、日米間の航空機騒音規制措置で運用が制限される午後10時を大幅に超えた飛行を行うなど、常駐機の運用に加え、外来機の飛来による騒音・健康被害が増加している事は明らかであり、激しい憤りを禁じえない。

嘉手納基地や普天間飛行場を拠点とした県内での訓練の常態化および騒音の増大は必至であり、町民及び県民の生活に及ぼす影響は計り知れず、外来機飛来・暫定配備等は到底容認できない。

2月23日に「第3次嘉手納爆音訴訟」の判決が言い渡された航空機騒音による健康被害認定を重く受け止め、近隣住民に寄り添った本質的な負担軽減策を図るべきである。

よって、北谷町議会は、町民及び県民の生命、財産、安全を守る立場から、米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに、下記事項を速やかに実現するよう強く要求する。

記

- 1 軍用外来機飛来・暫定配備等を中止し、即時撤去すること。
- 2 嘉手納基地の負担軽減を速やかに実施し、これ以上の機能強化をしないこと。
- 3 騒音防止協定を遵守すること。
- 4 旧駐機場を使用しないこと。
- 5 日米地位協定を抜本的に改定すること。
- 6 すべての在沖米軍基地を整理縮小・撤去すること。

以上、決議する。

平成29年6月13日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

米国大統領 米国国防長官 米国国務長官 駐日米国大使 米太平洋軍司令官
在日米軍司令官 在沖米四軍沖縄地域調整官 嘉手納基地第18航空団司令官
在沖米国総領事